

西東京市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定による地域生活支援事業のうち、同条第3項に規定する事業として、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造等に要する経費について西東京市身体障害者用自動車改造費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、重度身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

第2 助成対象者

助成金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 西東京市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 18歳以上の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項に規定する1級及び2級の級別に該当する上肢、下肢又は体幹機能障害者
- (3) 本人又は扶養義務者等の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条に規定する特別障害者手当に係る所得制限の範囲内の者
- (4) 自らが所有し、及び運転する自動車の一部を改造する必要がある者
- (5) 現に助成金を受けて改造した自動車を所有していない者

第3 助成金の額

助成金の額は、操向装置及び駆動装置の改造に要する経費に相当する額（133,900円を限度とする。）とする。

第4 助成金の申請

助成金を受けようとする者は、身体障害者手帳を提示の上、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 自動車の改造を行う業者の見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）
- (2) 運転免許の取得に際し付された条件が確認できるもの
- (3) 前年の所得を証する書類

第5 決定等

市長は、第4の申請があったときは、速やかにその可否を決定し、当該申請をした者に対し、身体障害者用自動車改造費助成決定通知書（以下「決定通知」という。）又は身体障害者用自動車改造費助成非該当通知書により通知する。

第6 請求及び支払等

決定通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、自動車の改造の完了後、改造に要した助成金を市長に請求するものとする。

- 2 前項の請求に当たっては、身体障害者用自動車改造費助成請求書に、改造を行っ

た業者の請求書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）及び当該自動車の車検証の写しを添付して市長に提出し、実績報告をするものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による請求を受けたときは、当該自動車の車検証等により改造が良好に実施されているか否かを検査し、適当と認めた場合は助成金の額を確定し、支払の手続を行うものとする。

第7 助成簿の整備

市長は、助成の状況を明らかにするため、自動車改造費助成簿を整備しておくものとする。

第8 助成資格の消滅

助成決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成決定者の助成資格は、消滅する。

- (1) 第6による請求をする前に第2第2号又は第4号に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 助成金の請求をする前に辞退したとき。

第9 届出

助成決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車改造費助成変更（消滅）届により届け出なければならない。

- (1) 氏名等を変更したとき。
- (2) 市内転居をしたとき。
- (3) 第2に規定する対象者でなくなったとき。

第10 決定の取消し

市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該助成決定者に対し、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を第1の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) その他助成金の交付の決定の内容又は法令若しくは助成金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、第6の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

第11 助成金の返還

市長は、第10の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成決定者に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第12 助成資格喪失の通知

市長は、第8及び第9第3号の規定により助成資格が消滅したことを確認したときは、当該助成決定者に通知する。

第13 関係機関との連絡

市長は、助成の実施に際し、陸運事務所等の関係機関及び改造を行う業者との連

絡を密にするものとする。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、西東京市補助金等交付規則（平成13年西東京市規則第57号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成13年7月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前までに田無市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱又は保谷市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。